

姫路市不動産公売のお知らせ（姫25）

公売財産、公売保証金 及び見積価額	別紙のとおり (姫25-1、25-2、25-3、25-4、25-5、25-6の計6件)	
公 売 方 法	期日入札（別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。）	
参 加 申 込 期 限	令和7年11月7日 入札開始前まで	
公売保証金納付期限	令和7年11月7日 入札開始前まで	
公 売 の 日 時	入 札	令和7年11月7日 午後1時30分から午後1時40分まで
	開 札	入札締切後即時
公 売 の 場 所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 東館1階 入札室	
売 却 決 定 の 日 時	令和7年11月28日 午前10時 (売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時 が変更される場合があります。)	
売 却 決 定 の 場 所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 姫路市財政局税務部納税課（以下「姫路市納税課」 という。）	
買 受 代 金 納 付 期 限	令和7年11月28日 午後2時 (地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。また、 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、買受代金納付期限 が変更される場合があります。)	
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることができない者は、 公売に参加できません。その他別に定める公売の手引きのとおり	
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、 留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内 容を姫路市納税課に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は同課にあります。	
そ の 他 重 要 事 項	1 入札参加希望者は、入札に先立ち陳述書を提出（公売財産が農地の場合、同時に買受 適格証明書を提出）し、別に定める公売の手引きの記載事項を了承の上入札に参加して ください。 2 公売保証金及び買受代金の納付は、現金又は事前の口座振込に限ります。口座振込を 希望される方は、納税課まで連絡をお願いします。振込先や注意点をお知らせします。 3 入札は、公売保証金を納付した後でなければ参加することができません。 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、売却 決定を行います。 5 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から 公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制 度の適用があります。 6 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。	

- 7 公売財産に係る市税等の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたときは、売却決定を取り消します。
- 8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時です。
- 9 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、姫路市は、担保責任等を負いません。
- 10 権利移転の費用（登録免許税等）は、買受人の負担になります。
- 11 公売財産の権利移転について登記を要するものについては、買受代金を納付するほか、一定の期間内に登録免許税額に相当する金額を国に納付し、その領収証書を姫路市に提出する必要があります。
- 12 公売財産は、現状有姿によるものとします。
- 13 姫路市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。不動産登記上の権利移転のみを行います。
- 14 公売財産と隣接地との境界については、直接買受人において隣接者と協議してください。
- 15 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議してください。
- 16 公売公告兼見積価額公告及び公売財産明細書は写しを姫路市納税課に備え付けてあります。公売手続等については、公売の手引きを確認してください。
- 17 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。
- 18 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。
- 19 詳細については、姫路市納税課まで問い合わせてください。

連絡先 姫路市財政局税務部納税課 電話 079（221）2289